

改 正 後	現 行																																																																																																								
<p>第1～第5 (略)</p> <p><b>第6 請負工事費の積算基準</b> 積算書は、次の要領により作成するものとする。</p> <p>1 請負工事費の積算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 間接工事費 (略)</p> <p>ア 共通仮設費 (ア) (略)</p> <p>(イ) 算定方法 共通仮設費の算定は、表6-5（第1表から第4表まで）の工種区分に従って、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。 共通仮設費＝対象額（P）×共通仮設費率（kr）＋積上げ額</p> <p>a 共通仮設費の率計算による部分</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 対象額</p> <p>i 対象額は、次表により積算するものとする。</p> <p>表6-2 間接工事費等項目別対照表（○：対象とする ×：対象としない）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td>対象額</td> <td>直接工事費＋共通仮設費＝純工事費</td> <td>純工事費＋現場管理費＝工事原価</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>処分費等</td> <td colspan="3">処分費等の取扱いは、(注)8参照</td> </tr> <tr> <td>支給品費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別途製作の製作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>鋼橋・門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>現場発成品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1～7 (略)</p> <p><u>8. ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金について見積により積算する場合は、間接工事費等に相当する部分を分離して見積ることが困難なことから、間接工事費等を積算する際に、共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等の対象額から除外するものとする。</u></p> <p><u>9 (略)</u></p>	間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	項目	対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価	桁等購入費	×	○	○	処分費等	処分費等の取扱いは、(注)8参照			支給品費等				桁等購入費	×	○	×	一般材料費	○	○	×	別途製作の製作費	×	×	×	電力	○	○	×	無償貸付機械等評価額	○	○	×	鋼橋・門扉等工場原価	×	×	○	現場発成品	×	×	×	ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金	×	×	×	<p>第1～第5 (略)</p> <p><b>第6 請負工事費の積算基準</b> 積算書は、次の要領により作成するものとする。</p> <p>1 請負工事費の積算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 間接工事費 (略)</p> <p>ア 共通仮設費 (ア) (略)</p> <p>(イ) 算定方法 共通仮設費の算定は、表6-5（第1表から第4表まで）の工種区分に従って、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。 共通仮設費＝対象額（P）×共通仮設費率（kr）＋積上げ額</p> <p>a 共通仮設費の率計算による部分</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 対象額</p> <p>i 対象額は、次表により積算するものとする。</p> <p>表6-2 間接工事費等項目別対照表（○：対象とする ×：対象としない）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td>対象額</td> <td>直接工事費＋共通仮設費＝純工事費</td> <td>純工事費＋現場管理費＝工事原価</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>処分費等</td> <td colspan="3">処分費等の取扱いは、(注)8参照</td> </tr> <tr> <td>支給品費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別途製作の製作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>鋼橋・門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>現場発成品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ヘリコプター飛行経費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1～7 (略) (新設)</p> <p><u>8 (略)</u></p>	間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	項目	対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価	桁等購入費	×	○	○	処分費等	処分費等の取扱いは、(注)8参照			支給品費等				桁等購入費	×	○	×	一般材料費	○	○	×	別途製作の製作費	×	×	×	電力	○	○	×	無償貸付機械等評価額	○	○	×	鋼橋・門扉等工場原価	×	×	○	現場発成品	×	×	×	ヘリコプター飛行経費	×	×	×
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																						
項目	対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価																																																																																																						
桁等購入費	×	○	○																																																																																																						
処分費等	処分費等の取扱いは、(注)8参照																																																																																																								
支給品費等																																																																																																									
桁等購入費	×	○	×																																																																																																						
一般材料費	○	○	×																																																																																																						
別途製作の製作費	×	×	×																																																																																																						
電力	○	○	×																																																																																																						
無償貸付機械等評価額	○	○	×																																																																																																						
鋼橋・門扉等工場原価	×	×	○																																																																																																						
現場発成品	×	×	×																																																																																																						
ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金	×	×	×																																																																																																						
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																						
項目	対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価																																																																																																						
桁等購入費	×	○	○																																																																																																						
処分費等	処分費等の取扱いは、(注)8参照																																																																																																								
支給品費等																																																																																																									
桁等購入費	×	○	×																																																																																																						
一般材料費	○	○	×																																																																																																						
別途製作の製作費	×	×	×																																																																																																						
電力	○	○	×																																																																																																						
無償貸付機械等評価額	○	○	×																																																																																																						
鋼橋・門扉等工場原価	×	×	○																																																																																																						
現場発成品	×	×	×																																																																																																						
ヘリコプター飛行経費	×	×	×																																																																																																						

表6-3 (略)

ii (略)

(c) 共通仮設費率  
 共通仮設費率は、表6-5次表によるものとする。  
 表6-5 工種区分別共通仮設費率

第1表

対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 $\alpha$ の値は下記による。		下記の率とする (%)	
		A	b		
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77	
河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	
治山・地すべり <del>防</del> 止工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24	
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62
	B	5.40	24.0	-0.0956	-
道路工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	
鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	
P C橋工事	27.04	1636.8	-0.2629	7.05	
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92	
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	

第2表

対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 $\alpha$ の値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数 $\alpha$ の値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97

表6-3 (略)

ii (略)

(c) 共通仮設費率  
 共通仮設費率は、表6-5次表によるものとする。  
 表6-5 工種区分別共通仮設費率標準値表

第1表

対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)	
		A	b		
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77	
河川・道路構造物工事	20.77	1,228.3	-0.2614	5.45	
治山・地すべり工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49	
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24	
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62
	B	5.40	24.0	-0.0956	-
道路工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83	
鋼橋架設工事	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06	
P C橋工事	27.04	1636.8	-0.2629	7.05	
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92	
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62	

第2表

対象額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
橋梁保全工事	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97

第4表

対象額	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注) 1 の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。	
工種区分		A	b	
トンネル工事	28.71	4,164.9	-0.3088	5.59

第5表

対象額	600万円以下	600万円を超え5,600万円以下		
	適用区分	下記の率を第1表の率に加算する。 (%)	(注) 2 の算定式により算定された率とする。ただし、変数の値は下記による。 A' b'	
工種区分		A'	b'	
治山・地すべり防止工事	1.56	302.9	-0.0191	
道路工事	2.96	75.5	-0.0407	

(注) 1. 共通仮設費率(kr)の算定式

$$kr = A \cdot P^b$$

ただし、kr : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数

krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

対象額の算定に当たっては、ア共通仮設費(イ)算定方法a共通仮設費の率計算による部分及び表6-2間接工事費等項目別対照表を参照のこと

2. 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額が5,600万円以下の場合、共通仮設費率(kr)を次式により算定するものとする。また、対象額が600万円以下の場合、第1表の率に第5表の率を加算するものとする。

$$kr = (A + A') \cdot P^{(b+b')}$$

ただし、A', b' : 変数 (第5表)

3. 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額(円)が次表の範囲にある場合の共通仮設費率(kr)は、表に示された算定式を用いて求めるものとする。なお、詳細を別に定めるものとする。

工事区分	対象額 (円) の範囲	共通仮設費率(%)の算定式
治山・地すべり防止工事	56,000,000円超 60,205,000円以下	5,280,000/対象額(円) × 100
道路工事	56,000,000円超 63,748,000円以下	6,496,000/対象額(円) × 100

4 (略)

(d) (略)

b (略)

(ウ) 運搬費

a・b (略)

c 積算方法

(a) ~ (c) (略)

(d) 重建設機械分解・組立て

i (略)

第4表

対象額	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注) 1 の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	
工種区分		A	b	
トンネル工事	28.71	4,164.9	-0.3088	5.59

(新設)

(注) 1. 共通仮設費率(kr)の算定式

$$kr = A \cdot P^b$$

ただし、kr : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

対象額の算定に当たっては、ア共通仮設費(イ)算定方法a共通仮設費の率計算による部分及び表6-2間接工事費等項目別対照表を参照のこと

(新設)

(新設)

2 (略)

(d) (略)

b (略)

(ウ) 運搬費

a・b (略)

c 積算方法

(a) ~ (c) (略)

(d) 重建設機械分解・組立て

i (略)

ii 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。

表 6-13 適用建設機械

機械区分	規格	分解組立用クレーン	
		機械名	規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表 6-12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第 2 次基準値)	25 t 吊
～ (略) ～	～ (略) ～	～ (略) ～	～ (略) ～
クローラ式杭打機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第 2 次基準値)	60 t 吊
	質量 100 t 以下		
	質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 [スキッド式]	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排 出ガス対策型 (第 3 次基 準値)〕 70t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第 3 次基準値)〕	70 t 吊
	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排 出ガス対策型 (第 3 次基 準値)〕 100t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第 3 次基準値)〕	100 t 吊
	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排 出ガス対策型 (2011 年規 制)〕 100t 吊を使用す る場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (2011 年規制)〕	

(注) (略)

ii 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。

表 6-13 適用建設機械

機械区分	規格	分解組立用クレーン	
		機械名	規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表 6-12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第 2 次基準値)	25 t 吊
～ (略) ～	～ (略) ～	～ (略) ～	～ (略) ～
クローラ式杭打機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第 2 次基準値)	60 t 吊
	質量 100 t 以下		
	質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 [スキッド式]	表 6-12 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型、排 出ガス対策型 (第 1 次基準値)	60～65 t 吊
	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排 出ガス対策型 (第 3 次基 準値)〕 70t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第 3 次基準値)〕	70 t 吊
	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排 出ガス対策型 (第 3 次基 準値)〕 100t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第 3 次基準値)〕	100 t 吊
	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排 出ガス対策型 (2011 年規 制)〕 100t 吊を使用す る場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (2011 年規制)〕	

(注) (略)

iii 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表6-14 分解・組立1台1回当たり歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解+組立)	クレーン運転 歩掛(日) (分解+組立)	運搬費 率等 (%)	諸雑 費 (%)
ブルドーザ	21 t 級以下	2.8	2.1	155	21
	44 t 級以下	4.6	3.4	153	21
～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～
オールケーシング掘削機(クローラ式)	—	3.9	3.4	595	5
オールケーシング掘削機(スキッド式)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]70t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	490	4
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	370	3
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)]100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	361	3
地盤改良機	中層混合処理機	60 t 以下	2.4	265	4
		120 t 以下	6.3	211	3
サントパイル打機、粉体噴射機、深層攪拌機、深層混合処理機、ブリケイティッドパッチカルドレン打機		60 t 以下	2.4	213	3
		120 t 以下	6.3	211	3
	180 t 以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8

(注) (略)

(e)～(f) (略)

iii 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表6-14 分解・組立1台1回当たり歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解+組立)	クレーン運転 歩掛(日) (分解+組立)	運搬費 率等 (%)	諸雑 費 (%)
ブルドーザ	21 t 級以下	2.8	2.1	155	21
	44 t 級以下	4.6	3.4	153	21
～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～
オールケーシング掘削機(クローラ式)	—	3.9	3.4	595	5
オールケーシング掘削機(スキッド式)	二	4.9	11.9(h)	558	4
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]70t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	490	4
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	370	3
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)]100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	361	3
地盤改良機	中層混合処理機	60 t 以下	2.4	265	4
		120 t 以下	6.3	211	3
サントパイル打機、粉体噴射機、深層攪拌機、深層混合処理機、ブリケイティッドパッチカルドレン打機		60 t 以下	2.4	213	3
		120 t 以下	6.3	211	3
	180 t 以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8

(注) (略)

(e)～(f) (略)



(エ)～(ケ) (略)

イ 現場管理費

(ア) 工種区分

現場管理費は、表6-1に掲げる工種区分に準じて算定するものとする。

(イ) 算定方法

現場管理費は、表6-18(第1表から第4表)の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。

$$\text{現場管理費} = \text{純工事費} \times \text{現場管理費率 (Jo)}$$

なお、純工事費については、「第6の1(2)ア(i)の共通仮設費の率計算による部分」の表6-2間接工事費等の項目別対象表」によるものとする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

表6-18 工種区分別現場管理費率

第1表

工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 <u>の</u> 値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
河川工事		44.05	1,118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事		43.11	402.3	-0.1417	21.34
治山・地すべり防止工事		46.27	1,229.5	-0.2081	16.48
海岸工事		28.11	100.3	-0.0807	18.84
森林整備		43.09	347.3	-0.1324	22.34
道路工事		34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事		48.86	265.1	-0.1073	28.69
PC橋工事		31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事		40.83	598.0	-0.1703	17.54
公園工事		43.09	347.3	-0.1324	22.34

第2表

工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 <u>の</u> 値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
橋梁保全工事		65.88	1,465.2	-0.1968	31.45

第3表

工種区分	純工事費 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 <u>の</u> 値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
道路維持工事		60.33	613.0	-0.1598	32.29

(エ)～(ケ) (略)

イ 現場管理費

(ア) 工種区分

現場管理費は、次表に掲げる工種区分に準じて算定するものとする。

(イ) 算定方法

現場管理費は、表6-18(第1表から第4表)の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。

$$\text{現場管理費} = \text{純工事費} \times \text{現場管理費率 (Jo)}$$

なお、純工事費については、「第6の1(2)ア(i)の共通仮設費の率計算による部分」の表6-2間接工事費等の項目別対象表」によるものとする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

表6-18 工種別現場管理費率

第1表

工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 <u>の</u> 値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
河川工事		43.43	1,276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事		42.54	458.2	-0.1508	20.13
治山・地すべり工事		45.75	1,370.6	-0.2157	15.69
海岸工事		27.79	113.9	-0.0895	17.82
森林整備		42.63	387.3	-0.1400	21.28
道路工事		33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事		48.24	303.1	-0.1166	27.05
PC橋工事		30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事		40.38	668.7	-0.1781	16.69
公園工事		42.63	387.3	-0.1400	21.28

第2表

工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 <u>の</u> 値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
橋梁保全工事		64.97	1,623.7	-0.2042	30.16

第3表

工種区分	純工事費 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 <u>の</u> 値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
道路維持工事		60.00	631.2	-0.1622	31.81

第4表

工種区分	純工事費	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 $a$ の値は下記による。	
			A	b
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884
				28.52

(注)1. 現場管理費率( $J_o$ )の算定式

$$J_o = A \times N_p^b \quad (\text{小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。})$$

ただし、 $J_o$  : 現場管理費率(%)

$N_p$  : 純工事費(円)

$A$ 、 $b$  : 変数

2・3 (略)

(ウ) (略)

(3)・(4) (略)

2 (略)

第7～第11-4 (略)

附 則 この通知は、令和6年4月1日から適用する。

第4表

工種区分	純工事費	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	
			A	b
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985
				26.69

(注)1. 現場管理費率( $J_o$ )の算定式

$$J_o = A \times N_p^b \quad (\text{小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。})$$

ただし、 $J_o$  : 現場管理費率(%)

$N_p$  : 純工事費(円)

$A$ 、 $b$  : 変数値

2・3 (略)

(ウ) (略)

(3)・(4) (略)

2 (略)

第7～第11-4 (略)